

平成 26 事業年度
公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

平成 27 年 8 月
滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点等を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善

なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。（地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。）

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第2期中期計画期間の3年目となる平成26年度は、平成25年度に文部科学省の地（知）の拠点整備事業に採択された「びわ湖ナレッジ・コモンズ―地と知の共育・共創自立圏の形成―」の取組が本格的に始まった1年となった。

大学経営においては、学生や地域のニーズに応える形でコンビニエンスストアを誘致し、その貸付収入を大学院博士後期課程学生に対する新たな奨学金制度の財源としたことは、法人財産の有効活用としても高く評価できる。

また、社会貢献においては、社会人を対象とした生涯学習の一環として開かれた「社会人専門講座」に、定員20名に対し73名の応募があり、受講生の総合的な満足度が100点満点中94.2点と非常に高いものであった。「開かれた大学・県民の大学」として、県民の学習意欲にに応じていることも評価できる。

一方、教員による不正経理事案の発覚や、県での包括外部監査において不適正な会計処理と指摘された事案があった。一刻も早い全容解明と再発防止策の策定に真摯に取り組まれない。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に中期目標の達成に向け取り組んだ結果、年度計画54項目中51項目（94.4%）において、「年度計画を上回って実施している」、「年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については「概ね計画どおり進んでいる」と判断される。しかし、年度計画が達成できなかった項目もいくつかあり、これらの項目につい

ては早い段階での達成を求めたい。

第2期中期計画期間のこれまでの各年度において、概ね計画どおりに進んでおり、平成25年度に課題とされた事項についても、理事長のリーダーシップの下、迅速かつ的確な取組が行われている。中期計画の進行状況については、概ね計画どおりに進んでいると判断できる。

第2期中期計画も折り返しとなる3年を経過したが、大学を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、文部科学省においては「大学改革実行プラン」や「国立大学改革プラン」が策定され、今後の大学改革の方向性や実施行程が示されている。

滋賀県も人口減少局面を迎えており、県立大学においても、地方の大学として県をはじめとする地方公共団体や地元企業等と連携し、地方創生に向けた取組が求められているところである。こうした状況を踏まえて、その期待に応える大学改革を実行するとともに、中期計画の進捗状況を再確認し、残り3年間も中期目標の実現に向けて教職員が一丸となって取り組まれることを期待する。

D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上			○		
II 大学経営の改善			○		

【評価の判断基準】

- S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
- A：「計画どおり進んでいる」（すべてIVまたはIII）
- B：「概ね計画どおり進んでいる」（IVおよびIIIの割合が9割以上）
- C：「やや遅れている」（IVおよびIIIの割合が9割未満）

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

(1) 特筆すべき事項

○地（知）の拠点整備事業の取組

- ・従来の連携自治体5市（彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市）に新たに4町（愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）が加わり、事業の活動拠点が拡大した。研究面では、近江地域学会の活動を進めるなど11件の地域課題研究で成果を出し、また教育面では、全学生が学ぶ地域教育プログラムの策定や「近江楽土（地域学）副専攻科目」の見直しを行うとともに、地域連携や生涯学習の拠点であった地域共生センターについて教育組織として体制を強化するなど、地域教育に全学で取り組む準備が整った。

○法人財産の有効活用と学生への経済的支援策の取組

- ・低利用地にコンビニエンスストアを誘致し、想定を上回る貸付収入を独自財源として確保し、大学院博士後期課程の社会人入学生の入学金・授業料減免と成績優秀者に対する奨学金の財源とした。また、授業料減免制度の収入算定基準を緩和したことで、延べ22人の学生が減免の新規採択や増額となった。新たな経済的支援により優秀な学生の確保につながることを期待する。

(2) 今後の取組を期待する事項

○国際化のさらなる推進

- ・人間文化学部国際コミュニケーション学科が開設から3年となり、留学を終えた学生が帰国してきている。これまでのサポートに加え、留学希望者への新たなサポートとして留学から帰国した学生の経験を踏まえた取組を期待する。

○新たに創設された奨学金制度の継続

- ・コンビニエンスストアの貸付収入を財源として新たに創設された大学院博士後期課程学生に対する給付型奨学金制度が長期的に継続できるように努められたい。

○自学自習環境の整備

- ・学生の主体的な学びの場となるラーニング・コモンズ※の整備としてパソコンの配置やレイアウトの整理を行ったところであり、引き続きスタッフによるサポート体制などソフト面の整備を進め、学生が利用しやすい自学自習環境となることを期待する。

※ラーニング・コモンズ…大学図書館における、学びのための共有スペース。複数の学生が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの。その際、コンピュータ設備や印刷物を提供するだけでなく、それらを使った学生の自学自習を支援する図書館職員によるサービスも提供する。

(3) 課題となる事項

○不正・不適正な会計処理への対応

- ・地（知）の拠点整備事業において、教員が学生に支払う賃金を水増しして請求し、その一部を学生から還流させて教育研究用物品の購入等の支払いに使用したという不正経理事案が発覚した。また、県の包括外部監査において研究費の執行について不適正な会計処理があったと指摘された。大変遺憾な事態であり、早急な全容解明および会計マニュアルの見直し等を含めた再発防止策の策定とともに教職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取組が求められる。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の項目33項目のうち32項目が「IV年度計画を上回って実施している」、「III年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	1	32	—	—	33
	割合%	3.0	97.0	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	2	30	1	—	33
	割合%	6.1	90.9	3.0	—	100.0

【進行状況の基準】

- IV：「年度計画を上回って実施している」
- III：「年度計画を概ね順調に実施している」
- II：「年度計画を十分に実施できていない」
- I：「年度計画を実施していない」

▽評価できる項目

○教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

- (8) 外国人留学生を母国語である外国語科目のTA（ティーチング・アシスタント）として位置づけることにとどまらず、既に取組を始めていることは評価できる。日本人学生、外国人留学生双方にとって、教育サポートだけでなく相互交流の面からも有用な取組といえる。

○学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (14) 新たな経済的支援策として大学院博士後期課程学生に対する給付型奨学金制度を創設し、支援まで行ったことは評価できる。奨学金制度が大学院博士後期課程入学者の呼び水となることを期待する。

▼課題となる項目

○研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- (17) 年度計画にある研究交流会は開催されておらず、個別に3つの協議が進められたが、2つは進展が見られず、また1対1の教員間の協議にとどまっており、研究者のネットワーク化が図られたとまではいえない。

II 大学経営の改善

本項目については、年度計画記載の項目21項目中19項目が「IV年度計画を上回って実施している」、「III年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	4	16	1	—	21
	割合%	19.0	76.2	4.8	—	100.0
評価委員会評価	項目数	3	16	2	—	21
	割合%	14.3	76.2	9.5	—	100.0

▽評価できる項目

○組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(35) 事務組織体制整備にあわせて、地域共生センターに教員2名を配置して、教育組織としても整備したことで、地(知)の拠点整備事業で求められる地域志向の教育・研究・社会貢献を一体的に推進できる組織となり、地(知)の拠点整備事業の推進が図りやすくなったことが認められる。

○人事制度の改善に関する目標を達成するための措置

(39) 県立大学での実務経験のある職員を含め、法人職員を計画以上に採用したことは、事務職員の専門性を高めることに資するものであり、ひいては今後の効率的な大学経営につながるものである。

○健全な財務運営に関する目標を達成するための措置

(44) 学生や地域のニーズにも応える形で、低利用地にコンビニエンスストアの誘致を図り、想定を上回る賃借料で契約したことで、独自財源を十分に確保できたことは評価できる。

▼課題となる項目

○人事制度の改善に関する目標を達成するための措置

(38) 年度計画では教職員の雇用制度等の整備を行うとなっているが、法人として決定した方針の組合への提示・交渉にとどまっており、合意にまで至っていないため、整備を行ったとまではいえない。

○法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標を達成するための措置

(54) 法人としてコンプライアンス意識の浸透を図ったが、一部教員のコンプライアンス意識の欠如により不正経理事案等が発覚してしまった。早急な全容解明と再発防止策の策定にあわせ、教職員のコンプライアンス意識向上に向けた取組が求められる。